

佐久市教育員会告示第 18 号

「佐久市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」を別紙のように定める。

令和 8 年 5 月 1 日

佐久市教育委員会
佐久市教育長 神津 長生

佐久市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学校の休日部活動の地域展開において、学校部活動の教育的意義を継承し、中学生に対して豊かなスポーツ、文化芸術活動等の機会を提供する団体について、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地域クラブ活動として認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 地域クラブ活動として認定を受けるためには、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 佐久市内に活動拠点のある地域クラブ活動であること。
- (2) 佐久市立中学校に在籍している全ての中学生を対象とし、学校部活動の受け皿となる団体であり、大会出場のために編成された地域クラブ活動ではないこと。
- (3) 文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）、教育委員会が策定した「佐久市部活動地域移行の方針」及び「佐久市内小中学校における部活動等の基本方針」に沿った活動を行うこと。
- (4) 適切な休養日等を設定していること。
- (5) 活動状況等について、在籍校及び教育委員会と情報共有を定期的に行うこと。
- (6) 指導者については、ガイドラインに定めるところにより「認定地域クラブ活動指導者」として登録、研修等を行うこと。
- (7) 適切な団体の運営及び活動を行うための活動計画が整備されており、保護者に十分な説明がされていること。
- (8) 営利目的ではなく、持続可能で適切な会費が設定されており、会計については、公正かつ適切な処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を行うこと。
- (9) 活動中の事故やトラブル等に対する管理責任の所在が明確であること。

(認定申請)

第3条 認定を受けようとする地域クラブ活動の代表者（以下「申請者」という。）は、佐久市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 佐久市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号）

(2) 団体の規約、会則等

(3) 地域クラブ活動の活動計画書

(4) 地域クラブ活動に係る収支計画書（地域クラブ活動の実施主体等が個人事業主、株式会社等の場合に限る。）

(5) その他教育委員会が必要と認める書類

(認定手続)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、必要に応じて聞き取り、現地確認等を行い、申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、佐久市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による審査の結果、認定しないこととしたときは、佐久市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 教育委員会が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

(認定の有効期間)

第5条 地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定を受けた日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(変更の届出)

第6条 第4条第1項の規定により認定通知書を受けた認定地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ」という。）が認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じたときは、速やかに佐久市認定地域クラブ活動変更届出書（様式第5号）により教育委員会に届け出なければならない。

(休止の届出)

第7条 認定地域クラブが活動を休止する場合には、速やかに佐久市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第6号）により教育委員会に届け出なければならない。

（認定取消しの申出）

第8条 認定地域クラブが活動を廃止する場合には、速やかに佐久市認定地域クラブ活動認定取消し申出書（様式第7号）により教育委員会に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第9条 教育委員会は、認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- （2）運営や活動内容が著しく不相当と認められ、教育委員会による指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。
- （3）認定地域クラブの運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。
- （4）認定要件を満たさなくなったとき。
- （5）その他教育委員会が認定地域クラブ活動として不相当と認めたとき。

2 教育委員会は、第1項の規定により認定を取り消したときは、佐久市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第8号）により、認定地域クラブに通知するものとする。

（調査等）

第10条 教育委員会は、認定地域クラブの取消し等に関して必要があると認めるときは、認定地域クラブに対し、必要な書類及び関係資料の閲覧又は提供を求めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定による関係資料の閲覧又は提供、聞き取り、現地確認等により、認定地域クラブの取組状況等を把握し、この要綱による認定の趣旨に照らし、ふさわしくない体制の整備、行動等があった認定地域クラブに対し、必要な指導助言等を行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、

教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

（申請先）佐久市教育委員会

団体名

代表者氏名

佐久市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

地域クラブ活動としての認定申請をするに当たり、次の事項を誓約の上、佐久市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 3 条第 1 項の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 教育委員会からの指導助言等があった場合は、真摯に対応します。

別紙

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL : E-mail :
5	活動種目	
6	活動内容	
7	参加者数	全体 名（うち、中学生 名）
8	募集対象者	小学生未満 小学生 中学生 高校生 成人
9	募集対象区域（エリア）	
10	活動時間及び活動場所	
11	参加費、保険料などの 受益者負担	参加費： 円／月 保険料： 円／年 その他： 円／年
12	添付書類	① 佐久市認定地域クラブ活動認定要件 確認書（様式第2号） ② 団体の規約、会則等 ③ 地域クラブ活動の活動計画書 ④ 地域クラブ活動に係る収支計画書 （地域クラブ活動の実施主体等が個人 事業主、株式会社等の場合に限 る。）

年 月 日

（提出先）佐久市教育委員会

団体名
代表者氏名

佐久市認定地域クラブ活動認定要件確認書

地域クラブ活動としての認定申請をするに当たり、次の要件を確認しました。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。

教育委員会が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと。

選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。^{※3}

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること。

□ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。※1

□ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること。

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

□ 活動を持続可能なものとするため、指導者に対する謝金は一人1時間あたり1,600円を目安とし、また国が示す参加費等の金額の目安を踏まえ、活動の経常的な維持・運営経費に対するクラブ員の負担は、一人1か月あたり1,000円を目安に設定すること。

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること。

□ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメン

ト、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。

- 教育委員会が定める研修を受講し、長野県又は教育委員会に登録された指導人材が活動に携わること。
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること。※¹

※¹ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、佐久市の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること。

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
- 教育委員会、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

⑥ 適切な運営体制が確保されていること。

- 次の内容を含む規約等※¹を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。※²
 - ・ 団体の目的に関すること。
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事※³）の選任・解任に関すること。
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること。

- ・ 会員の入退会、参加費等に関すること。
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること。
 - 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。
 - 営利を主たる目的とせずに運営すること。 ※4
 - 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。
- ※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。
- ※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。
- ※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。
- ※4 教育委員会が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、教育委員会が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること。

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※1を生徒の在籍する中学校等と共有すること。
 - 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。 ※2
 - 教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。
 - 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと。
- ※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存するため、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含むものとする。
- ※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情

報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

佐久市教育委員会 印

佐久市認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域クラブ活動の認定申請について、佐久市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第4条第1項の規定により下記のとおり認定します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 認定期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 留意事項

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

様

佐久市教育委員会



佐久市認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、地域クラブ活動の認定申請について、下記により認定しないこととしましたので佐久市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 不認定の理由

（届出先）佐久市教育委員会

団体名

代表者氏名

佐久市認定地域クラブ活動変更届出書

年 月 日付けで地域クラブ活動の認定を受けた
について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、佐
久市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第6条の規定により届
け出ます。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 変更事項
- 3 変更年月日
- 4 変更内容 (新)
(旧)
- 5 変更の理由

様式第 6 号（第 7 条関係）

年 月 日

（申請先）佐久市教育委員会

団体名

代表者氏名

佐久市認定地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付け地域クラブ活動の認定を受けた
について、活動を休止するため、佐久市認定地域クラブ活動の認定
に関する要綱第 7 条の規定により届け出ます。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 活動休止予定期間
- 3 休止の理由

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

（申請先）佐久市教育委員会

団体名

代表者氏名

佐久市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年 月 日付けで地域クラブ活動の認定を受けた
について、佐久市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第8条の
規定により地域クラブ活動の認定取消しを申し出ます。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 認定取消しの申出の理由

様式第 8 号（第 9 条関係）

年 月 日

様

佐久市教育委員会

印

佐久市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで地域クラブ活動として認定した
について、下記により認定を取り消すこととしましたので佐久市認
定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 9 条第 2 項の規定により通
知します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 認定取消しの理由